

<b>(40) 奨学金返還支援事業</b>	
<b>【担当部署】</b> 教育課学校教育係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2204	<b>【窓口の場所】</b> ふれあいセンターなかまーる 2階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00002698.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00002698.html</a>	
<b>【事業の内容】</b> ・地域産業の担い手となる若者の人材確保を図るため、町内に定住する方が就学のために貸与を受けた奨学金の返還を支援する。	
<b>【対象となる奨学金】</b> ①日本学生支援機構（第一種・第二種奨学金） ②他の地方自治体が設ける貸与型奨学金 ③その他町長が認める貸与型奨学金	
<b>【補助対象】</b> ・次の要件のいずれにも該当し認定を受けた方。 ①本町の住民基本台帳に登録され、現に居住しており、町内に1年以上定住見込みであること。 ②学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校、大学、大学院及びこれらに準ずる学校を卒業し、在学期間中に奨学金の貸与を受け返還を行っている方。 ③正規社員等として個人事業主または法人へ就業する30歳以下（申請初年度4月1日現在）の方。 ⑤奨学金の貸与を受け、その返還に滞納がない方。 ⑥奨学金の返還に対し、他からの補助を受けていない方。 ⑦町税等を滞納していない方。	
<b>【補助金額】</b> ①補助申請する会計年度内に返還する奨学金の額（千円未満切り捨て）に交付対象期間の月数の2倍に2万円を乗じて得た額を限度額とする。最大192万円（96月×2万円） ※公務員は、返還する奨学金の額の2分の1、交付対象期間の月数の2倍に1万円を乗じて得た額を限度額とする。最大96万円（96月×1万円）	
<b>【交付対象期間】</b> ・町内に住民登録を行った日以降の奨学金を返還する期間内で、奨学金の貸与を受けていた月数の2倍とし、継続した96月間を限度とする。	
<b>【実施期間】</b> 令和5年度～	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・奨学金返還支援補助申請書 ・住民票 ・奨学金の貸与を受け就学した学校の卒業証明書類 ・奨学金の貸与を証する書類 ・奨学金全体の返還計画を確認できる書類 ・雇用証明書	
<b>【支給までの流れ】</b> ①交付申請（1月31日まで）⇒ ②審査⇒ ③決定通知⇒ ④実績報告（3月31日まで）⇒ ⑤審査⇒ ⑥決定通知⇒ ⑦補助金支払（4月中） ※年度ごとに申請が必要です。 ※申請書類の提出先：教育委員会	
<b>【その他】</b> ・この補助金は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に補助金の交付対象者に適用する。 ・繰り上げ返還等による奨学金の返還額は、補助対象の返還金額の対象外。	